

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 第47条第1項第2号から第5号までに規定する休日(同条第3項により他の日に振替えた場合は除く。)に勤務することを命ぜられた有期雇用教職員には、給与規程第24条に定める教職員の例に準じて休日給を支給する。この場合(第47条第1項第4号及び第5号の場合(同項第5号の場合にあっては、別表第1の事務補佐員が同号の休日に勤務することを命ぜられた場合に限る。))を除く。)において、給与規程第24条中「100分の135」とあるのは、「100分の35」と読み替える。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第47条第1項第4号及び第5号に規定する休日(同条第3項により他の日に振替えた場合を含み、同項第4号に規定する休日にあつてはその日が同項第1号に該当する場合を除き、同項第5号に規定する休日にあつては別表第1の事務補佐員に係るものに限る。)には、その者に支給される日給に相当する額を支給するものとする。</p> <p>5 (略) (中 略) (1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第52条の2 別表第6の2の有期雇用教職員については、同表の定めるところにより、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分(第43条第2項の規定の適用を受ける医員にあっては31時間)を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を別に割り振ることがある。 (中 略)</p> <p>別表第1～第6 } 別表第6の2 } (略) 別表第7～第10 }</p>	<p>(超過勤務手当、休日給、夜勤手当等)</p> <p>第30条 (同 左)</p> <p>2 第47条第1項第2号から第4号までに規定する休日(同条第3項により他の日に振替えた場合は除く。)に勤務することを命ぜられた有期雇用教職員には、給与規程第24条に定める教職員の例に準じて休日給を支給する。この場合(第47条第1項第4号の場合を除く。)において、給与規程第24条中「100分の135」とあるのは、「100分の35」と読み替える。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>4 第47条第1項第4号に規定する休日(同条第3項により他の日に振替えた場合を含み、当該休日同項第1号に該当する場合を除く。)には、その者に支給される日給に相当する額を支給するものとする。</p> <p>5 (同 左) (1箇月単位の変形労働時間制)</p> <p>第52条の2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和5年達示第54号) この規則は、令和6年1月1日から施行する。</p> <p>別表第1～第6 (同 左) 別表第6の2 (別 添) 別表第7～第10 (同 左)</p>

別表第6の2

有期雇用教職員の区分	割り振り 単位期間	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	備考
医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する医員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から午後1時まで	
			午後4時30分から 翌日午前9時まで	午前1時15分から 午前2時15分まで	2日分の 日給を支給する
医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する医員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する12の1日勤務日	午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から午後1時まで	
			午後4時30分から 翌日午前9時まで	午前1時15分から 午前2時15分まで	2日分の 日給を支給する
医学部附属病院に勤務する医員（研修医）のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する12の1日勤務日	午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から午後1時まで	
			午後8時30分から 翌日午前8時30分まで	午後1時から 午前3時15分まで	
				午前3時15分から 午前7時30分まで	
			午前11時45分から午後 8時30分まで	午後4時から午後5時 まで	
			午後1時15分から 午後10時まで	午後6時から午後7時 まで	